## 土地改良区 准組合員制度の施行について

~~ 賦課金を分担して納付することが可能になりました! ~~

土地改良法の改正に伴い、「准組合員制度」が創設されました。

これを受け、当土地改良区においても同制度を導入することとし、**令和7年4月1日より施行** されました。

これまでは、1農地に対し、所有者また耕作者のいずれかを組合員としていましたが、准組合員制度を導入することにより、准組合員は、組合員との間で賦課金を分担して納付することなどが可能になりました。詳細は、以下のとおりです。

## ◆准組合員制度とは ・・・・

- (1) 対象者 下記のいずれかに該当する者
  - ①所有者であって組合員でない者。
  - ②耕作者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする方)であって組合員でない者。
- (2)メリット等 ①組合員と准組合員の間で賦課金を分割して負担することができます。
  - ②総代会に出席して意見を述べ、土地改良区運営に参画できます。
  - ③議決権や選挙権は有しません。

## (3)加入等の手続き

- ①准組合員になる場合
  - → 土地改良区に「**准組合員申込書」の提出**が必要です。
- ②賦課金を分担しようとする場合
  - → 当該組合員の同意を得て、土地改良区に書面での提出が必要です。

## ◆こんな場合に活用できます! <例>

- ①農地の集積・集約化された中心経営体(個人、法人)が准組合員に加入し、組合員(所有者)にかわり、賦課金を負担する。
- ②所有者(土地持ち非農家等)が組合員の場合、耕作者が准組合員に加入し、賦課金の全部 または一部を負担する。
- ③一般法人(株式会社等)が耕作している場合、准組合員に加入し、賦課金を負担する。
  - ※すでに組合員である者は、准組合員になれませんので、ご注意ください。 (組合員と准組合員の兼務はできません。)



※詳細につきましては、土地改良区までお問い合わせください。

牧之原畑地総合整備土地改良区 総務課 TEL (0547)36-8000